

1. 事前審査時

2.の①～⑮を1部提出。

2. 申請時

- ① 許可申請書（様式1）
- ② 位置図（住宅地図等）
- ③ 配置図
- ④ 各階平面図
- ⑤ 立面図（2面以上）
- ⑥ 設計図（例：現況図、土地利用計画図、造成計画平面図等）  
（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更を行う場合のみ）
- ⑦ 求積図（2号施設の敷地面積 ※駐車場等含む）
- ⑧ 事業計画書（様式4）
- ⑨ 公図の写し（発行日から三ヶ月以内もの）
- ⑩ 土地登記事項証明書（全部事項証明書）（発行日から三ヶ月以内もの）
- ⑪ 同意書（様式5）（※1）
- ⑫ 印鑑登録証明書（※2）（原本）（発行日から三ヶ月以内もの）
- ⑬ 確認書（様式2）
- ⑭ 委任状（代理人に委任する場合のみ・任意様式）
- ⑮ その他市長が必要と認める書類

※2部提出

※②～⑥に記入する事項等については、裏面の別表1をご確認ください。

※事前審査の中で、市からお伝えする修正事項等があれば、修正したものを提出ください。

※1：農地等利害関係人の同意が必要です。農地等利害関係人とは、所有権、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した永小作権、先取特権、質権若しくは抵当権（※税務署を除く）を有する者及びこれらの権利に関する仮登記若しくは差押えの登記又は農地等に関する買戻しの特約の登記の登記名義人を指します。農地等利害関係人には所有権も含まれるため、所有権者（所有者）の同意（実印）も必要です。

※2：農地等利害関係人が複数の場合は全員分（申請者含む）必要です。

3. 提出時期

建築確認申請が必要な場合は、確認申請前に許可を受けてください。

建築確認申請が不要な場合は、行為着手前に許可を受けてください。

※許可申請受理後に審査（3週間程度）を行いますので、早めに申請してください。

4. 提出部数

正・副1部

## 5. その他

- (1) 行為を行うにあたっては、生産緑地法以外の法律等に基づく手続き等について、ご自身でお調べのうえ、漏れの無いようお済ませください。
- (2) 行為完了後すみやかに、完了届（様式 3）に行為が完了したことが確認できる写真を添付して提出してください。
- (3) 廃止する際は、廃止後速やかに廃止届を提出してください。

《提出・問合せ先》

豊中市役所第2庁舎 4 階

豊中市都市計画推進部都市計画課都市計画係

電話 06-6858-2090

別表 1

行為の種類	図面の種類	図面に記載する事項
(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築	②位置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方位</li> <li>・ 行為を行う生産緑地地区（全体）の区域界線を太線で表示し、生産緑地地区名を記入。</li> <li>・ 行為地を赤線で囲う。</li> </ul>
	③配置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方位と縮尺</li> <li>・ 敷地境界線</li> <li>・ 行為に係る建築物その他の工作物の位置と敷地境界線からの離隔寸法</li> <li>・ 既存の建築物その他の工作物の位置、寸法（敷地境界線からの離隔寸法含む）及び概要（面積、構造、用途等※別紙添付も可）</li> <li>・ 敷地に接する道路の位置及び幅員</li> <li>・ 排水計画</li> </ul>
	④平面図 （各階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方位と縮尺</li> <li>・ 間取り・各室の用途と面積</li> <li>・ 各寸法と各階床面積</li> <li>・ 開口部位置</li> </ul>
	⑤立面図 （2面以上）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 縮尺</li> <li>・ 各寸法</li> <li>・ 開口部位置</li> <li>・ 主要部分の材料</li> </ul>

<p>(2) 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更</p>	<p>◎設計図 (現況図、土地利用計画図、造成計画平面図等)</p>	<p>行為の内容を確認するため必要な事項（市担当者にご確認ください） 例：造成等の範囲、現況土地利用、行為後の表面仕上げ、行為前後の地盤レベル、擁壁の構造等 ※別図（配置図等）に必要な事項を全て記載した場合は省略可</p>
<p>(3) 水面の埋立て又は干拓</p>	<p>市担当者にご確認ください。</p>	

※上表各図面には、上表に示す「記載する事項」の他、行為の内容を確認するため必要な事項を記載してください。